資料2

新歓期間における掲示物について

　第2回新歓会議

文責　菊池 翼

●掲示物の規格について

・枚数：6枚以内で尚且つ、平成30年度次年度減数に沿った枚数

・サイズ：A4以内

・団体正式名称、連絡先を記載してください。

・右下に認証印を押すスペース約3cm×3cmを必ず空けてください。

スペースがない場合、文字やイラストに認証印を被せて押します。

・掲示物の裏面を養生テープで補強してください。

●掲示物の詳細について

・掲示可能期間：4月1日(月)13：00～4月26日(金)18：40

※4月26日(金)18：40までに各団体で回収してください。

・掲示可能場所：

神楽坂校舎3号館 階段1～5階・2号館 食堂側階段1～5階・8号館 階段1～5階・

3号館2階学生ホール

※エレベーター、火災報知機、掲示板、3号館ピロティの壁、消火器、天井、ドア、

トイレ、2号館警備員室近くの階段1～5階、配管、配電盤、非常口表示灯、非常扉、

分電盤、窓、床面から2.5m以上の壁、廊下は除く。

・掲示に使用するテープ：メンディングテープのみ

※新歓運営本部からの備品の貸し出しはありません。各団体で用意してください。

●掲示物の認証について

・認証期間：3月30日(土)～4月5日(金)の13：00～17：00

・認証場所：853教室

※認証は、必ず団体の新歓責任者または副責任者が行ってください。また、認証の際、本　　　　　　　人確認のため学生証をご提示ください。

●掲示期間内の掲示物廃棄について

・以下の場合、該当する掲示物を該当団体への事前連絡なしに廃棄します。

大事なものである場合、あらかじめコピーをとっておいてください。

認証印が無い場合。

剥がれているまたは剥がれそうな場合。

(新入生の)通行の妨げになる場合。

安全上の観点からふさわしくないと新歓運営本部が判断した場合。

掲示許可場所以外の場所に掲示した場合。

●次年度における掲示物の枚数減数について

・掲示可能期間後である4月26日(金)18：40以降でも掲示物が掲示されている場合、該当掲示物の枚数だけ、該当団体の次年度における掲示枚数を減数します。また、頻繁に学友会に掲示物を廃棄された団体に対しても、同じ処置をとります。

※注意

・各団体で掲示、回収してください。

・他団体のものと重ならないように貼ってください。

・同じ面の壁に同じ団体の掲示物を2枚以上貼る、掲示物を繋げて大きい掲示物にするなどはしないでください。

・お酒、飲み会など内容が不適切なもの、広告が記載されているもの、宗教・政治的に関するもの、および、他団体に関する内容を含むものは認証しません。

・この資料に記載された事項、および、新歓に関する諸規約に違反した場合、該当する団体のポスターを廃棄します。つきましては、各団体で管理を徹底してください。

・4月26日(金)18：40以降に掲示されている掲示物については、こちらで回収・廃棄します。回収後の返却はしません。